

南砺平高等学校全国募集来県補助金交付要綱

（目的）

第1条 県は、県外中学生等の富山県立南砺平高等学校（以下「南砺平高等学校」という。）への進学を促進するため、オープンハイスクール等と県外生徒向け地域案内に参加した県外中学生等及びその保護者等を対象に、往復移動に要した経費及び県内宿泊施設に宿泊する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

（1）県外中学生等

南砺平高等学校の全国募集対象地域に居住する富山県外の中学1～3年生及び義務教育学校7～9年生をいう。

（2）オープンハイスクール等

南砺平高等学校が主催するオープンハイスクール及び個別説明会をいう。

（3）県外生徒向け地域案内

オープンハイスクール等と同日に開催する県外生徒向け地域めぐり等をいう。

（4）保護者等

県外中学生等と一緒にオープンハイスクール等と県外生徒向け地域案内に参加する保護者や家族等をいう。

（5）県内宿泊施設

旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する施設又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に基づく届出がされている富山県内の施設をいう。

（補助対象者）

第3条 この補助金の対象者は、次のすべてに該当する者とする。

（1）南砺平高等学校が主催するオープンハイスクール等及び県外生徒向け地域案内に参加した県外中学生等とその保護者等（県外中学生等を含む1家族）

（2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団に関与していない者

(補助対象事業)

第4条 この補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表1に掲げるとおりとする。

(交付基準)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表2に掲げるとおりとする。

2 この補助金の交付額は、別表2に掲げる補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は補助限度額のいずれか低い額とする。

(交付申請書)

第6条 規則第3条第1項の規定による申請書及び第12条第1項の規定による実績報告書は、別紙様式1のとおりとし、県外中学生等と保護者等がオープンハイスクール等及び県外生徒向け地域案内のために住所地から南砺平高等学校の間を往復した日が属する年度内の、別に定める日までに知事に提出するものとする。

(交付決定及び額の確定)

第7条 知事は、前条に規定する補助金の交付申請が適当であると認めたときには、補助金の交付決定及び交付すべき補助金の額の確定を行い、該当申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第8条 知事は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

(2) 不正又は虚偽の申請により、補助金の交付決定を受けたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年7月25日から施行する。

別表 1

補助対象事業	県外中学生等と保護者等が、以下の 1 及び 2 の両方の行事に参加するために県外の住所地と南砺平高等学校を往復する場合 1 オープンハイスクール等 2 県外生徒向け地域案内
--------	---

別表 2

補助対象経費	参加するための行程上、経済的かつ合理的であると認められる経路や方法で県外の居住地から目的地（高校）までの往復移動及び宿泊に要した次の経費（消費税及び地方消費税を含む） (1) 公共交通機関等利用の場合（普通料金を対象） 鉄道（グリーン料金等除く）、高速バス、航空機（ビジネスクラス等除く）、船舶を利用して移動する場合の運賃。ただし、タクシーは対象外。 (2) 自家用車利用の場合 居住地の最寄りのインターチェンジと県内目的地の最寄りのインターチェンジ間の高速道路利用料（往復）と、居住地から目的地（高校）路程 1 km 37 円を基準として県が計算する金額（レンタカーの場合、自家用車利用に準じる。） (3) 県内に宿泊した場合 参加するための行程上必要な宿泊として、県内に宿泊した経費。ただし食事代やルームサービス等に要した経費は対象外。
補助率	1 / 2 （ただし、1,000 円未満切捨て）
補助限度額	20,000 円 / 1 家族（県外中学生等を含む保護者等） ただし年度内 1 回まで